



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025 年 2 月 7 日

No. IMY_008

OJK による新しい暗号資産規制

執筆者：弁護士 [三澤 充](#)／弁護士 [宮西 啓介](#)

1. はじめに

2025年1月10日、インドネシアにおける暗号資産取引の規制監督が商品先物取引監督庁（Badan Pengawas Perdagangan Berjangka Komoditi, Bappebti）から金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan, OJK）に移管され、新たな枠組みがスタートしました。この変更は、2023年に制定された金融セクター包括法（法律第4号/2023）に基づくものであり、インドネシアの金融規制の大きな転換点となります。本記事では、これまでの規制の経緯と今回の変更点、そしてそれに伴う影響について説明します。

2. これまでのインドネシアにおける暗号資産についての規制

これまでインドネシアの暗号資産取引は、Bappebtiの管轄下で規制されていました。

Bappebtiは暗号資産を「商品」として分類し、取引の安全性を確保するための枠組みを整備してきました。

Bappebtiの主な規制のポイントは以下の通りと考えます。

- **取引所の登録要件：**暗号資産取引所は Bappebti に登録し、ライセンスを取得する必要がありました。
- **取引可能な暗号資産リストの作成：**Bappebti は定期的に承認済みの暗号資産リストを公開し、国内の取引所が取引可能な資産を明確化しました。
- **二段階のライセンス制度：**暗号資産取引業者は、「暗号資産物理的取引業者候補者（Calon Pedagang Fisik Aset Kripto, CPFAC）」と「暗号資産物理的取引業者」の二段階に分類され、一定の基準を満たす必要がありました。

この枠組みの下で、インドネシアの暗号資産市場は安定的に成長してきましたが、規制の明確性や統一性に課題があり、さらなる制度改革の必要性が指摘されていました。

3. 今回の変更

2025年1月10日より、インドネシアの暗号資産取引の規制はOJKに移管され、新たな規制が施行され

ました。OJKの新規制（OJK規則第27号/2024）では、以下のような主要な変更が行われています。

(1) 「デジタル金融資産」への概念拡大

これまで「暗号資産」として扱われていたものが、「デジタル金融資産」という広範な概念に変更されました。これにより、ブロックチェーン技術を活用した他の金融商品も規制対象となります。

(2) 取引業者のライセンス制度の簡素化

これまでBappebtiでは二段階のライセンス制度が適用されていましたが、新規制ではCPFAKの分類が廃止され、よりシンプルなライセンス制度が導入されました。

(3) 適格性審査の強化

取締役、監査役、支配株主などの主要メンバーに対して、OJKの適格性審査（フィット・アンド・プロパー・テスト）が義務付けられ、ガバナンスの透明性が強化されました。

(4) 移行期間の設定と承認プロセス

- Bappebti が発行した既存のライセンスは引き続き有効。
- 進行中の活動や未承認の暗号資産については、規制発効から 1 ヶ月以内に OJK への承認申請が必要。
- 2025 年 7 月までに OJK の新たな基準に適合する必要がある。

4. 変更に伴う影響と留意点

この規制の変更により、インドネシアの暗号資産市場には以下のような影響が予想されます。

(1) 市場の透明性向上

OJKの監督のもと、個人情報の保護が求められるとともに、消費者保護やデータ管理の強化が図られ、より透明性の高い市場が形成されることが期待されます。

(2) 取引業者への影響

ライセンス制度の変更により、新規参入者のハードルが低下する可能性がある一方で、適格性審査の強化により、既存の事業者もより厳格な基準を満たす必要があります。

(3) 承認プロセスの強化

未承認の暗号資産に関しては、迅速にOJKへ申請を行う必要があるため、取引業者は速やかに対応しなければなりません。

(4) 取引可能な暗号資産の見直し

規制移行に先立ち、Bappebtiは取引可能な暗号資産のリストを1,396に拡大しました（Bappebti規則第1号/2025）。今後、OJKはこれらの資産を包括的にレビューし、適格な取引所に対して管理の徹底を求める方針と考えます。

5. まとめ

インドネシアの暗号資産取引に関する規制が、2025年1月10日よりBappebtiからOJKへと移管されました。この移行は、より包括的で柔軟な規制を目指すものであり、市場の透明性向上や消費者保護の強化が期待されます。

今回の変更では、「デジタル金融資産」への概念拡大、ライセンス制度の簡素化、適格性審査の強化などが行われ、取引業者にとっては適応が求められると考えます。特に、移行期間中の規制遵守や未承認資産の承認申請など、短期間で対応が必要な点には留意が必要と考えます。

2024年のインドネシアの暗号資産取引額は2023年の3倍以上に増加し、暗号資産市場は活況を呈しています。

今後、OJKの監督のもとで、インドネシアの暗号資産市場はさらなる発展が期待されますが、その一方で規制強化の影響を十分に見極めることが重要と考えます。

執筆者

弁護士 [三澤 充](#)（パートナー、東京弁護士会）
Email: mitsuru.misawa@apl原因.jp

弁護士 [宮西啓介](#)（アソシエイト、東京弁護士会）
Email: keisuke.miyanishi@apl原因.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドネシア・マレーシアプラクティスチーム
Email: ipg_indonesia_malaysia@apl原因.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。